

ベトナムの世界貿易機関加盟に関する作業部会

ベトナムの世界貿易機関加盟に関する作業部会

CLX - ベトナムのスケジュール

第2部 - 第2条に規定する最恵国待遇免除リストのサービス関係の具体的な公約一覧表

ベトナムの世界貿易機関加盟に関する作業部会(WT/ACC/VNM/48)の報告書の段落528に規定されたとおり、下記のサービス関係の合意一覧表は、ベトナム社会主義共和国とWTOの各加盟国との交渉の結果であり、ベトナム社会主義共和国の加盟議定書の付録である。

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
I. 分野横断的公約（一般合意）			
この公約表に含まれる全てのセクター	<p>(3) 無制限（下記を除く）</p> <p>この合意表の具体的なセクター、サブセクターに別途の規定がない限り、外国企業は、事業協力契約¹、合弁企業、外資100%企業の形態で、ベトナムで商業的拠点を設置することを認められる。</p> <p>外国のサービス提供者は、ベトナムで駐在員事務所を設置することを認められるが、その駐在員事務所が直接収益事業²に参入してはならない。</p> <p>この公約表の具体的なセクター、サブセクターに別途の規定がない限り、支店の設置に関する公約を行わない。</p> <p>ベトナムで事業を行っている外国サービス提供者の設置許可証、又は事業・サービス提供の許可証、又は他の同様の商品形態に規定する所有、事業、法人形態及び事業範囲に関する各条件は、ベトナムのWTO加盟時の実際的なレベルと比べ、より</p>	<p>(3) 無制限（下記を除く）</p> <p>ベトナムのサービス提供者のみに提供する可能性のある補助金、即ちベトナムの領土、又はベトナムの地域に設置される法人。株式化過程を加速し、促進するための一回補助金提供は、この合意に違反するとみなされない。研究開発のための補助金に対し、合意を行っていない。保健、教育、視聴の産業での補助金に対し、合意を行っていない。少数民族の国民に対する福祉向上、雇用創出に対し、合意を行っていない。</p>	

¹ 事業協力契約とは、ベトナムで投資、経営の事業を行うために、二つ、又は複数の当事者（その中で、少なくとも一つの当事者がベトナム法人であるのに対し、一つの当事者が外国法人である）の間で結ばれた文書であり、法人を設置せずに、経営の結果を配分することと、各当事者の責任を規定するものである。

² 駐在員事務所とは、商事、観光の事業の機会を調査し、促進するが、直接収益事業に参入しないことを目的として、ベトナムの法律の通りに設置された外国企業の附属機関である。

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
	<p>無制限。</p> <p>外資系企業は、ベトナムの権限のある機関により、当該案件の実施に、土地を賃借することを認められる。土地賃借期限は、その企業の事業期間に整合し、投資許可証に規定される。外資系企業の事業期間が権限のある機関により延長された場合に、土地賃借期限は、延長される。</p> <p>外国サービス提供者は、ベトナム企業の株式を購入する形態で、資本を提供することを認められる。その場合、ベトナムの法律に別途の規定がある、又はベトナムの権限のある機関により認可される場合を除き、1社の企業における外国投資家の保有株式資本総額は、その企業の定款資本の30%を超えてはならない。</p> <p>加盟時から1年間後、ベトナム企業の株式購入における外国株式30%の制限は、廃止されるが、株式商業銀行の株式を購入する形態で資本を提供する場合とこのスケジュールで合意を行わないセクター、サブセクターの場合を除く。このスケジュールで、合意を行ったセクター、サブセクターについては、ベトナム企業の株式購入時の外国投資家の株式保有比率は、もしあれば転換期間形態の制限を含</p>		

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
	<p>め、そのセクター、サブセクターに規定する外資比率に整合しなければならない。</p>		
	<p>(4) 未公約；下記の各グループに属する個人の入国、暫時在留に関する措置を除く。</p> <p>(a) <u>企業内部の人事異動</u></p> <p>ベトナム領土に拠点を設置した外国企業のものであり、その拠点へ企業内部で暫時的に異動し、その前に少なくとも1年間雇用された経営責任者、社長及び専門家は、初期の3年間の期間で、入国し、在留することを認められ、その後、ベトナムの拠点の事業期間に応じて延長される可能性がある。経営責任者、社長、専門家の総数の少なくとも20%は、ベトナム国民でなければならない。しかし、各外国企業はそれぞれ、ベトナム人以外の経営責任者、社長、専門家を最低3名抱えることが認められる。</p> <p>経営責任者、社長とは、ベトナムに拠点を設置した外国企業を直接的に管理する者であり、企業の取締役会、又は各株主、又は同レベルの監視、指導を受ける。企業管理とは、その企業、又は拠点の付属の部門、部署、</p>	<p>(4) 未公約；市場アクセスコラムに表示された措置を除く。</p>	

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
	<p>又は組織を指導することで、専門員、管理者、又は他の監視員の仕事を監督し、点検することを含み、雇用、解雇を行う、又は雇用、解雇、もしくは他の人事活動に関する提言を行う権利を有する。経営責任者、社長は、拠点のサービス提供に関する業務を直接的に行わない。</p> <p>専門家は、一つの組織に勤める個人であり、その組織のサービス、研究設備、技術、又は管理に関する専門的な高レベルと知識を保有する者である。その知識を評価するために、その拠点に対する具体的な知識に限らず、その人の商業、又は専門知識を要する仕事関係の技能、専門の保有を考慮しなければならない。専門家は、許可証を発行された専門業種の各メンバーを含むが、それに限定されない。</p>		

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
	<p>(b) <u>他の人事</u></p> <p>上記(a)に規定し、ベトナム人で代替できなく、ベトナムに拠点を設置した外国企業により、ベトナム領土の企業事業の参入に採用された経営責任者、社長、専門家は入国が認められ、関連する労働契約の期間、或いは初期在留期間の3年間の何れか短い方の期間で在留することを認められ、その後、拠点との労働契約の期間に応じて延長することができる。</p> <p>(c) <u>サービス販売員</u></p> <p>ベトナムで生活を営まず、ベトナムでの源泉から報酬を受けず、(i) そのサービスを公衆に直接的に販売しない；(ii) サービス販売員がサービス提供に直接的に参入しない等各条件で、サービス提供者の関連する各事業に参入し、その提供者のサービス消費について交渉する者である。サービス販売員の在留期間は、90日間を超えてはならない。</p>		

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在

セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
	<p>(d) <u>拠点設置責任者</u></p> <p>(i) 販売、又はサービス提供に直接的に参入しない； (ii) そのサービス提供者はベトナム以外の WTO メ加盟国の領土に主要な営業地域を置き、ベトナムに他の拠点を設置していない条件で、ベトナムに 1 メンバーの拠点を設置する責任を負う法人の (上記(a)に規定する)経営責任者及び社長である。その者の在留期間は、90 日間を超えてはならない。</p> <p>(e) <u>契約サービス提供者(CSS)</u></p> <p>ベトナムに拠点を構えない外国企業に勤める個人は、下記の各条件及び要求に相応する場合、入国が認められ、ベトナムに 90 日間、又は契約期間の何れかの短い方の期間で在留することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 外国企業は、ベトナムで事業を行うベトナム企業とサービス契約を結んでいる。ベトナムの権限のある機関は、契約の確実性を確保するための必要手続きを確立することができる。 - その者は、(a) 大学卒業証書、又は相当する知識取得認証の技術専門の証明書； (b) ベトナム法律上の関連分 		

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
	<p>野の業務実施に必要な専門資格認定証；(c) その分野の少なくとも5年間の専門経験を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 契約に規定する個人の数は、法律に定められ、ベトナムの要求に対応する契約履行に必要な定員より多くてはならない。 - その者は、ベトナムに拠点を置いていない外国企業で少なくとも2年間勤めたことがあり、上述の「専門家」の各条件に該当しなければならない。 <p>その者は、コンピュータサービスとコンピュータ関連サービス(CP 841-845, 849)、及びエンジニアリングサービス(CPC 8672)を提供するために、入国することを認められる。</p>		

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
II. セクター別の具体的な合意			
1. ビジネスサービス			
A. 専門サービス			
(a) リーガルサービス (CPC 861、下記を除く： <ul style="list-style-type: none"> - 弁護士、又はベトナム裁判所の前の顧客代理人として、訴訟に参加する。 - 法律文書及びベトナム法律関連の認証) 	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 外国弁護士組織 ³ は、下記の各形態で、ベトナムで拠点を設置することを認められる。 <ul style="list-style-type: none"> - 外国弁護士組織の支店。 - 外国弁護士組織の子会社。 - 外国法律会社⁴。 - 外国弁護士組織とベトナム法律合名会社との合名会社。 外国弁護士組織の拠点は、顧問弁護士がベトナムの法科大学を卒業し、ベトナムの相応する職業の弁護士に対する各要求を満たす場合、ベトナム法律コンサルタントを行うことが認められる。	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限	
	(4) 一般公約を除き、未公約	(4) 一般公約を除き、未公約	
(b) 会計、監査及び簿記サービス (CPC 862)	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除き、未公約	

³ 「外国弁護士組織」とは、1名、又は複数名の弁護士、又は外国法律会社により、外国で商社の各形態の何れかで、設立される開業の各弁護士の組織である（法律業者、法律有限会社、法律株式会社などを含む）。

⁴ 外国法律会社とは、一つ、又は複数の外国弁護士組織により、ベトナムで法律開業を目的として、設立される組織である。

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
(c) 税務サービス (CPC 863)	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く） 認可は、加盟時から1年以内に、具体的なケースに応じて実施されるのに対し、サービス提供者の数はベトナム市場の開発ニーズ及び事情に応じて、財政省により決定される ⁵ 。 税務サービス提供の外資系企業は、加盟時から1年以内に、外資系企業、在ベトナムの外国支店の案件のみ、サービスを提供することを認められる。 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除き、未公約	
(d) 建築サービス (CPC 8671)	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く） WTO加盟時から2年間、外資100%企業は在ベトナムの外資系企業のみサービスを提供することが認められる。 外国企業はWTO加盟国の法人でなければならない。 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除き、未公約	

⁵ 許可証発行の基準は、企業数、各企業の運営事情、市場、経済の安定への各企業の影響を含む。

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
(e) エンジニアリングサービス (CPC 8672)	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く）	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く）	
(f) 総合的エンジニアリングサービス (CPC 8673)	外資 100%企業は、WTO 加盟時から 2 年間、在ベトナムの外資系企業のみサービスを提供することを認められる。 外国企業は WTO 加盟国の法人でなければならない。 (4) 一般公約を除き、未公約なし	都市・農村開発計画、産業開発計画のための地形、工事地質、水文地質の調査、環境調査、技術調査に関するサービスの提供は、ベトナム政府により認可される ⁶ 。 (4) 一般公約を除き、未公約なし	

⁶ 公約の内容を透明化するために、この合意は、GATS の第 XIV 条及び第 XIV bis 条で説明できる国家安全、公共的秩序を理由とする制限措置を維持する、又は適用することを許すものである。

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
(g) 都市計画及び都市景観建築サービス (CPC 8674)	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く） 加盟時から2年後、外資100%企業を設置することができる。 加盟時から2年間、外資100%企業は在ベトナムの外資系企業のみサービスを提供することを認められる。 外資系企業はWTO加盟国の法人でなければならない。 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 無制限であり、適切な開業資格認定証を保有し、ベトナムの法人資格のある建築組織に勤め、ベトナムの法律及び関連規定を順守する建築家により行われるサービス事項を除き、公約なし。 (2) 無制限 (3) 無制限。ただし、外資系企業の外国建築家がベトナム政府発行の開業資格認定証を有する、又はベトナム政府により認められる場合を除く。 国家安全、社会安定を理由にするため、幾つかの地域では、ベトナム政府の規定に応じて、外国サービス提供者は、このサービスを提供することを認められない ⁷ 。 (4) 一般公約を除き、未公約	
(i) 獣医サービス (CPC 932) ⁸	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 獣医に関する管理機関の許可を得た後に、個人として専門サービスを提供する個人のみ、市場アクセスを提供する。 (4) 一般公約を除き、未公約。	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除き、未公約	

⁷ 公約の内容を透明化するために、本公約は、GATSの第XIV条及び第XIV bis条で説明できる国家安全、公共的秩序を理由とする制限措置を維持する、又は適用することを許すものである。

⁸ 公約の範囲は、獣医用の微生物品種保管を含まない。

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
B. コンピュータサービス及びその関連サービス (CPC 841-845, CPC 849)			
	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く） WTO加盟時から2年間、外資100%企業は在ベトナムの外資系企業のみサービスを提供することを認められる。 加盟時から3年後、支店の設置を認める。 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く） 支店長はベトナムに常住者すること。 (4) 一般公約を除き、公約なし。	
C. 研究開発サービス			
(a) 自然科学の研究開発 (CPC 851)	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除き、未公約	
E. 操作者無しの賃貸・賃借サービス			
(b) 飛行機関連サービス (CPC 83104)	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除き、未公約なし。	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除き、未公約なし。	
(d) 他の機器、設備関連サービス (CPC 83109)	(1) 公約なし；工業機器、設備を除く ⁹ ；無制限 (2) 無制限 (3) 公約なし (4) 一般公約を除く。	(1) 公約なし；工業機器、設備を除く ¹⁰ ；無制限 (2) 無制限 (3) 公約なし (4) 一般公約を除く。	

⁹ 採鉱設備及びオイルリグ設備；商業的な通信、テレビ放送、ラジオ放送の設備を含まない。

¹⁰ 採鉱設備及びオイルリグ設備；商業的な通信、テレビ放送、ラジオ放送の設備を含まない。

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
F. 他のビジネスサービス			
(a) 広告サービス (タバコ広告を除く CPC 871)	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く） 加盟時に、外国サービス提供者は、広告サービス事業を認められるベトナムのパートナーと、合弁会社を設立し、事業協力契約を締結することを認められる。 加盟時に、合弁会社設立を認めるが、外国当事者の提供資本総額が合弁会社の法定資本の51%を超えてはならない。2009年1月1日以降は、合弁会社の外国当事者の資本提供割合を規制しなくなる。 (4) 一般公約を除く。	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除く。	ワイン、スピリッツの広告は、無差別をベースに適用される国家の規定を順守しなければならない。
(b) 市場研究サービス (86402を除く CPC 864)	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く） 加盟時に、合弁会社設立を認め、外国当事者が提供する資本総額が合弁会社の法定資本の51%を超えてはならない。2009年1月1日以降は、外資100%企業の設立を認める。 (4) 一般公約を除く。	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除く。	

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
(c) 管理コンサルタントサービス (CPC 865)	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限 加盟時から3年後、支店設置を認める。 (4) 一般公約を除く。	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限であり、支店長がベトナムの在住者である場合を除く。 (4) 一般公約を除く。	
(d) 管理コンサルタント関連サービス - CPC 86602を除く CPC 866 - 各企業間の商業的紛争の仲裁、和解サービス (CPC 86602**)	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限であり、下記を除く： 加盟時から3年後、支店設置を認める。 CPC 86602を除く CPC 866の場合に、加盟時から1年間、合弁会社、又は事業協力契約の形態による拠点設置のみを認める。 その後は、無制限である。 各企業間の商業的紛争の仲裁、和解サービス(CPC 86602**)の場合、加盟時から3年間は未合意である。その後は、無制限である。 (4) 一般公約を除く。	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限、支店長がベトナムの在住者である場合を除く。 (4) 一般公約を除く。	

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
(e) 技術分析、検定サービス (運送用機器の検定、証明書発行を除く CPC 8676)	(1) 一般公約 (2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く） この各サービスは政府の権限を行使するために提供されるものであるため、民間セクターの競争のないサービス営業への民間サービス提供者の参入を認められた時から3年後、外資を規制せずに、合弁会社を設立することを認める。このサービス営業への民間サービス提供者の参入を認めた後は、無制限である。 国家安全のため、地理的な一定の地域へのアクセスは、制限される可能性がある。 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除き、未公約	
(f) 農業、狩猟及び林業の関連サービス (CPC 881) ¹¹	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く） 合弁会社設立、又は事業協力契約のみを認める。外国当事者の提供資本総額が合弁会社の法定資本の51%を超えてはならない。 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く） 地理的な一定の地域へのアクセスは、制限される可能性がある。 ¹² (4) 一般公約を除き、未公約	

¹¹ 調査・評価・伐採・野生の希少動物の狩猟と捕獲を含む自然森林の伐採、航空撮影、飛行機による種まき、化学薬剤の噴霧、植物、動物、微生物の遺伝子の管理などの各サービスは、未公約である。公約を透明化するために、畜産・品種開発のサービスは、公約の範囲に属する。

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
(h) 採鉱関連サービス (CPC 883)			
<p>1. 本節の公約は、資材、設備、化学製品の提供、基地サービス、船舶サービス、生活サービス、ケータリングサービス、ヘリコプターサービスなどの事業を含まない。</p> <p>2. 本節の合意は、GATS 上のベトナムの権利、義務に整合し、ベトナムの領土範囲内、又は裁量権以内の石油、天然ガスに関する各事業を管理するのに必要な規定、手続きを制定することについて、ベトナム政府の権利に影響を及ぼさない。</p>			
	<p>(1) 無制限であり、ベトナムに拠点がなく各会社がベトナム法律の関連規定に従い、ベトナム政府の権限のある機関に登録する可能性がある場合を除く。</p> <p>(2) 無制限</p> <p>(3) 無制限（下記を除く）</p> <p>加盟時に、49%以下の外国当事者の提供資本割合の合弁会社の設立を認める。加盟時から3年後、この制限は51%となる。その2年後、外資100%企業の設立を認める。</p> <p>(4) 一般公約を除き、未公約</p>	<p>(1) 無制限であり、市場アクセスコラムに表示される措置を除く。</p> <p>(2) 無制限</p> <p>(3) 無制限（下記を除く）</p> <p>市場アクセスコラムに表示される措置。</p> <p>(4) 一般公約を除き、未公約</p>	

¹² 公約を透明化するために、この制限は、GATS の第 XIV 条及び第 XIV bis 条に整合し、国家安全、公共的な秩序のための制限を維持する、又は適用することを認める。

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
(i) 製造関連サービス (CPC 884 and 885)	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く） 加盟時から3年後、50%以下の外国当事者が提供する資本比率の合弁会社の設立を認める。その5年後、外資100%企業の設立を認める。 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 未公約 (4) 一般公約を除き、未公約	
(m) 科学技術コンサルタントサービス ¹³ (CPC 86751、86752 及び 86753 のみ)	(1) 無制限（下記を除く） ベトナムに拠点がない各会社がベトナム法律の関連規定に従い、ベトナム政府の権限のある機関に登録する可能性のある場合を除く。 (2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く） 加盟時に、49%以下の外国当事者の提供する資本比率の合弁会社の設立を認める。加盟時から2年間、この制限は、51%になる。その2年後、外資100%企業の設立を認める。 (4) 共通合意を除き、未公約	(1) 無制限、市場アクセスコラムに表示される措置を除く。 (2) 無制限 None. (3) 無制限、市場アクセスコラムに表示される措置を除く。 (4) 共通合意を除き、未公約	

¹³ 埋蔵量評価、調査、探査及び採鉱に関するサービスの提供は、ベトナムの現行規定及び法律を順守しなければならない。

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
(n) 機器、設備の保全、修理サービス (船舶、飛行機、又は他の運送用機器を含まない) (CPC 633)	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く） 加盟時に、49%以下の外国当事者の提供する資本比率の合弁会社の設立を認める。加盟時から3年後、この制限は、51%になる。その2年後、外資100%企業の設立を認める。 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く） 市場アクセスコラムに表示される措置。 (4) 一般公約を除き、未公約	
2. 情報サービス			
B. 配達サービス (CPC 7512**) * 国内外の収集、分類、運送、配達などの下記の速配サービス ¹⁴ (a) 下記を含め、物理的な形態の何れかによる書面情報 ¹⁵ - 雑種の郵便業務。 - ダイレクトメール。 下記の程度でより低いサービス料金付きの文書形態による情報である品目をハンドリングする場合を除く。 - 初めのスケールの国内発送の基準手紙の料金の10倍。 - 国際発送の場合の9米ドル。 但し、その品目の総重量が2 kilogramを超えてはならない。 (b) 小包 ¹⁶ 及び他の品目	(1) 無制限 ¹⁷ (2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く） 合弁会社における外国当事者の提供する資本比率が加盟時から5年以内に、51%のレベルに制限される可能性がある。 加盟時から5年後、外資100%企業の設立を認める。 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除き、未公約	各加盟国のサービスとサービス提供者は、競争的な事業について、ベトナム郵政、又はベトナム郵政の子会社に対する待遇により有利でない待遇を付与される。

¹⁴ 速配サービスは、より高い迅速性、信頼性のあるハンドリング速度に限らず、送り人現地の収集、受取人までの配達、運送・配達中の宛先、受取人住所の搜索、判定及び変更などの付加価値の要素を含む。

¹⁵ 書面情報は、手紙、はがき、手書き、又は本、新聞、定期発行物、雑誌などの印刷物、又は手形、送り状などの商業的書類を含む。

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
* 名宛無しの品目のハンドリング			
C. 通信サービス			
下記の合意は、「基本通信サービス合意の通知書」(S/GBT/W/2/REV.1)と「分布帯の利用可能性に関する市場アクセス制限の通知書」(S/GBT/W/3)に整合するものである。この合意を奉仕するために、「非回線設備ベースのサービス提供者」とは、伝送容量を所有しないが、その容量の利用者、所有者と容量賃借契約を結ぶ提供者であり、航海光ケーブルを含め、長期ベースを含める。非回線設備ベースの提供者は、自分の事業本部及び認可の公共サービス提供部署の範囲内に、通信設備を所有することを認められる (POP)。			
基本通信サービス (a) 通話サービス (CPC 7521) (b) パケット交換型データ伝送サービス (CPC 7523**) (c) 回路交換データ伝送サービス (CPC 7523**) (d) テレックスサービス (CPC 7523**) (e) テレグラフサービス (CPC 7523**) (f) ファクシミリサービス (CPC 7521** + 7529**) (g) 個別専用線サービス (CPC 7522** + 7523**)	(1) 無制限 (下記を除く) ワイヤ及びモバイル地上サービス：サービスは、ベトナムで設立され、国際通信サービスを提供することを認められる法人との商業的合意書を通じて提供されなければならない。 衛星通信サービス：外国サービス提供者は、許可証を発行されたベトナムの国際衛星通信サービス提供者との商業的合意書を有しなければならない。下記に提供する衛星通信サービスの場合を除く：	(1) 無制限	ベトナムは、添付の参照書に記述する義務の履行を確約する。 ベトナムが所有メンバーであるコンソーシアム海底ケーブルについて、外国サービス提供者は、ベトナムに所在する認可の地上局に終端をつける完全所有の海底ケーブル伝送容量 (即ち、使用権は、IRU、又はコンソーシアム所有形態から不可分である) を制御し、ベトナムで認可された回線設備ベースのサービス提供者にその容量を提供することが認められる。加盟時から4年後、外国サービス開発業者は、ベトナムで認可された国際 VPN、国際 IXP のサービス提供者にその容量を提供することを認められる。

¹⁶ 下記は、本、カタログを含む。

¹⁷ 越境取引は、収集、又は配達のための現地サービス提供者と協力することにより行われる。

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
(o*) 他のサービス - テレビ会議サービス (CPC 75292) - 放送を除くビデオ伝送サービス ¹⁸ - 無線情報サービス、下記を含む： + 携帯電話 (地上及び衛星) + 移動データ (地上及び衛星) + 無線呼出し + PCS + 中継 - インターネット交換サービス (IXP) ¹⁹	- 加盟時に：衛星地上局の利用を認可された海洋・海上ビジネス顧客、政府機関、回線設備ベースのサービス提供者、テレビ・ラジオ放送業者、国際組織の正式代表事務所、外交代表機関、領事館、ソフトウェア開発団地、ハイテクパーク - 加盟時から3年後：衛星地上局の利用を認可された多国籍会社 ²⁰ (2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く） <i>非回線設備ベースのサービス：</i> 加盟時に、ベトナムで認可された通信サービス提供者との合弁が認められる。合弁会社での外国の提供する資本は、合弁会社の法定資本の51%を超えてはならない。 加盟時から3年後：合弁が認められ、パートナーが自由に選択できる。 <i>回線設備ベースのサービス：</i> 加盟時に、ベトナムで認可された通信サービス提供者との合弁	(2) 無制限 (3) 無制限	

¹⁸ 放送とは、公衆にラジオ、テレビの放送番組信号を放送するのに必要な連続的な伝送チェーンであり、事業家間の伝送回線を含まない。

¹⁹ インターネットアクセスサービス(IAS)の提供者達と、国際インターネット基幹回線との接続回線を提供する各サービス。

²⁰ 多国籍会社とは、a)ベトナムに拠点を設置する；b)少なくとも一国の他の WTO 加盟国で事業を展開中である；c)既に、少なくとも5年間で事業を展開している；d)WTO加盟国の取引所に株式の相場を付ける；e)少なくとも一国のWTO加盟国で、衛星地上局を利用することを認められる会社である。

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
	<p>が認められる。合弁会社での外国当事者の提供資本は、合弁会社の法定資本の49%を超えてはならない。</p> <p>51%は、合弁会社管理の制御権利を保持する。</p> <p>通信産業では、事業協力契約（BCC）への外国投資家は、享受の各条件により有利でない条件で、現在の合意書を新規に署名する、又は他の拠点形態へと移行することができる。</p> <p>(4) 一般公約を除き、未公約</p>	<p>(4) 一般公約を除き、未公約</p>	

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
基本通信サービス (o*) 他のサービス - 仮想プライベートネットワーク (VPN) ²¹	(1) 無制限、下記を除く： <i>ワイヤ・モバイル地上サービス：</i> サービスは、ベトナムで設立され、国際通信サービスを提供することを認められる法人との商業的合意書を通じて提供されなければならない。 <i>衛星通信サービス：</i> 外国サービス提供者は、許可証を発行されたベトナムの国際衛星通信サービス提供者との商業的合意書を有しなければならず、下記に提供する衛星通信サービスの場合を除く： - <i>加盟時に：</i> 衛星地上局の利用を認可された海洋・海上ビジネス顧客、政府機関、回線設備ベースのサービス提供者、テレビ・ラジオ放送業者、国際組織の正式代表事務所、外交代表機関、領事館、ソフトウェア開発団地、ハイテクパーク	(1) 無制限	ベトナムは、添付の参照書に記述する義務の履行を確約する。 ベトナムが所有メンバーであるコンソーシアム海底ケーブルについて、外国サービス提供者は、ベトナムに所在する認可の地上局に終端をつける完全所有の海底ケーブル伝送容量（即ち、使用権は、IRU、又はコンソーシアム所有形態から不可分である）を制御し、ベトナムで認可された回線設備ベースのサービス提供者にその容量を提供することを認められる。加盟時から4年間後、外国サービス開発業者は、ベトナムで認可された国際VPN、国際IXPのサービス提供者にその容量を提供することを認められる。

²¹ 商業的な条件で提供されるサービスは、VPN 創立以前に判定された密閉使用者グループの各メンバー間で、非営利の目的で、通話、データ通信を設立するために、公共的（共有）ネットワークでプライベートネットワークを設立し、管理することを含む。その使用者グループは、グループ、又は組織、又は共同の利益・目標達成のための連携法人グループの付属機関である。VPN サービスを利用する密閉使用者グループの当初メンバーは、権限のある機関により認可されたダイヤル、又はルーティング計画にリストアップされ、その機関の監視を受ける。VPN サービス提供者は、商業的サービス提供の実際開始の砂区とも2週間前に、メンバー変更について、権限のある機関に通知しなければならなくなり、権限のある機関の反対がその2週間以内に出ない場合に、サービス提供を開始する。各メンバーは、無関係の第三者にVPN サービスを販売することを認められない。VPN ネットワークは、非連携の第三者の・間の容量を伝送・中継することを認められない。VPN サービスは、外資系のサービス開発業者により、インターネットアクセスサービス及び (h) ~ (n) の付加価値サービスを併合するパッケージで提供されることもある。

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
	<p>- 加盟時から3年間後：衛星地上局の利用を認められる多国籍会社¹⁹</p> <p>(2) 無制限</p> <p>(3) 無制限（下記を除く）</p> <p><i>非回線設備ベースのサービス：</i> 加盟時に、パートナー選択の制限無しに、合弁会社を設立することが認められる。合弁会社での外国の提供資本は、合弁会社の法定資本の70%を超えてはならない。</p> <p><i>回線設備ベースのサービス：</i> 加盟時に、ベトナムで認可された通信サービス提供者との合弁が認められる。合弁会社での外国当事者の提供資本は、合弁会社の法定資本の49%を超えてはならない。</p> <p>(4) 一般公約を除き、未公約</p>	<p>(2) 無制限</p> <p>(3) 無制限</p> <p>(4) 一般公約を除き、未公約</p>	

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
付加価値サービス (h) 電子メール (CPC 7523 **) (i) 音声メール (CPC 7523 **) (j) 情報及びデータベースのオンライン検索 (CPC 7523**) (k) 電子データ交換(EDI) (CPC 7523**) (l) 格納及び転送、格納及び検索を含む付加価値ファクシミリサービス (CPC 7523**) (m) コード及びプロトコルの変換 (n) 情報及びデータのオンライン処理 (取引処理を含む) (CPC 843**)	(1) 無制限、下記を除く： ワイヤ及びモバイルの地上サービス：サービスは、ベトナムで設立され、国際通信サービスを提供することを認められる法人との商業的合意書を通じて提供されなければならない。 衛星通信サービス：外国サービス提供者は、許可証を発行されたベトナムの国際衛星通信サービス提供者との商業的合意書を有しなければならない、下記に提供する衛星通信サービスの場合を除く： - 加盟時に：衛星地上局の利用を認可された海洋・海上ビジネス顧客、政府機関、回線設備ベースのサービス提供者、テレビ・ラジオ放送業者、国際組織の正式代表事務所、外交代表機関、領事館、ソフトウェア開発団地、ハイテクパーク - 加盟時から3年後：衛星地上局の利用を認められる多国籍会社 ¹⁹	(1) 無制限	ベトナムは、添付の参照書に記述する義務の履行を確約する。

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
	<p>(2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く）</p> <p><i>非回線設備ベースのサービス：</i> 加盟時に、ベトナムで認可された通信サービス提供者との事業協力契約、又は合弁が認められる。合弁会社における外国の提供資本は、合弁会社の法定資本の 51%を超えてはならない。</p> <p>加盟時から 3 年後：合弁会社における外資は、合弁会社の法定資本の 65%を超えてはならない。</p> <p><i>回線設備ベースのサービス：</i> 加盟時に、ベトナムで認可された通信サービス提供者との事業協力契約、又は合弁が認められる。合弁会社における外国当事者の資本は、合弁会社の法定資本の 50%を超えてはならない。</p> <p>51%は、合弁会社管理の制御権利を保持する。</p> <p>通信産業では、事業協力契約（BCC）への外国投資家は、享受の各条件により有利でない条件で、現在の合意書を新規に署名する、又は他の拠点形態へと移行することができる。</p> <p>(4) 一般公約を除き、未公約</p>	<p>(2) 無制限 (3) 無制限</p> <p>(4) 一般公約を除き、未公約</p>	

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
付加価値サービス (o) その他 - インターネットアクセスサービス IAS ²²	(1) ワイヤ及びモバイルの地上サービス ：無制限であり、下記を除く：サービスは、ベトナムで設立され、国際通信サービスを提供することを認められる法人との商業的合意書を通じて提供されなければならない。 衛星通信サービス ：外国サービス提供者は、許可証を発行されたベトナムの国際衛星通信サービス提供者との商業的合意書を有しなければならない。下記に提供する衛星通信サービスの場合を除く： <ul style="list-style-type: none"> - 加盟時に：衛星地上局の利用を認可された海洋・海上ビジネス顧客、政府機関、回線設備ベースのサービス提供者、テレビ・ラジオ放送業者、国際組織の正式代表事務所、外交代表機関、領事館、ソフトウェア開発団地、ハイテクパーク - 加盟時から3年後：衛星地上局の利用を認められる多国籍会社¹⁹ 	(1) 無制限	ベトナムは、添付の参照書に記述する義務の履行を確約する。

²² インターネットアクセスをエンドユーザーに提供するサービス

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
	<p>(2) 無制限</p> <p>(3) <i>非回線設備</i>ベースのサービス：加盟時に、ベトナムで認可された通信サービス提供者と合弁会社を設立することが認められる。合弁会社における外国の提供資本は、合弁会社の法定資本の51%を超えてはならない。</p> <p>加盟時から3年後：合弁が認められ、パートナーが自由に選択される。合弁会社における外国当事者の提供資本は、合弁会社の法定資本の65%を超えてはならない。</p> <p><i>回線設備</i>ベースのサービス：加盟時に、ベトナムで認可された通信サービス提供者との合弁が認められる。合弁会社での外国当事者の提供資本は、合弁会社の法定資本の50%を超えてはならない。</p> <p>(4) 一般公約を除き、未公約</p>	<p>(2) 無制限</p> <p>(3) 無制限</p> <p>(4) 一般公約を除き、未公約</p>	

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
D. 視聴覚サービス			
映画の制作、発行及び射影のサービスについて、全ての映画は、ベトナムの権限のある機関により内容を検閲されなければならない。			
(a) 映画制作 (ビデオテープを除く CPC 96112)	(1) 未公約 (2) 未公約 (3) ベトナムでこのサービスを提供することを認められたベトナムパートナーとの事業協力契約、又は合弁のみが認められる。外資は、合弁会社の法定資本の51%を超えてはならない。 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 未公約 (2) 未公約 (3) 未公約 (4) 一般公約を除き、未公約	
- 映画発行サービス (ビデオテープを除く CPC 96113)	(1) 未公約 (2) 無制限 (3) ベトナムでこのサービスを提供することを認められたベトナムパートナーとの事業協力契約、又は合弁のみが認められる。外資は、合弁会社の法定資本の51%を超えてはならない。 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 未公約 (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除き、未公約	

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
(b) 映画射影サービス (CPC 96121)	<p>(1) 未公約 (2) 無制限 (3) ベトナムでこのサービスを提供することを認められたベトナムパートナーとの事業協力契約、又は合弁のみが認められる。外資は、合弁会社の法定資本の51%を超えてはならない。</p> <p>ベトナムの文化ホール、映画射影場所、公共映画クラブ、協会、モバイル射影チームは、外国サービス提供者と事業協力契約、又は合弁を結ぶことを認められない。</p> <p>(4) 一般公約を除き、未公約</p>	<p>(1) 未公約 (2) 無制限 (3) 無制限</p> <p>(4) 一般公約を除き、未公約</p>	
(e) 録音サービス	<p>(1) 未公約 (2) 無制限 (3) 未公約 (4) 一般合公約除き、未公約</p>	<p>(1) 未公約 (2) 無制限 (3) 未公約 (4) 一般公約を除き、未公約</p>	

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
3. 建設及び関連エンジニアリングサービス			
A. 高層ビルの建設施工 (CPC 512) B. 土建の建設施工 (CPC 513) C. 架設及び設置の業務 (CPC 514, 516) D. 高層ビル工事の完成業務 (CPC 517) E. その他 (CPC 511, 515, 518)	(1) 未合意* (2) 無制限 (3) 無制限、下記を除く： 加盟時から2年間、外資100%企業は、在ベトナムの外資系企業及び外国支援の案件にのみサービスを提供することを認められる。 外国企業は、WTO加盟国の法人でなければならない。 加盟時から3年間後、支店の設置が認められる。 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 未合意* (2) 無制限 (3) 無制限、支店長がベトナムの在住者である場合を除く。 (4) 一般公約を除き、未公約	

* 技術側面の実施可能性不足のため。

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
4. 流通サービス			
流通サービスの全てのサブセクターに適用する措置：			
タバコ、葉巻タバコ、本、新聞、雑誌、録画物件、貴金属、宝石、薬品 ²³ 、火薬、原油、精油、米、サトウキビの砂糖、大根の砂糖は、公約の範囲から除く。			
A. 販売代理店サービス (CPC 621, 61111, 6113, 6121) B. 卸売サービス (CPC 622, 61111, 6113, 6121) C. 小売サービス (CPC 631 + 632, 61112, 6113, 6121) ²⁴	(1) 公約なし、下記に対する無制限を除く： - 個人使用の製品の流通。 - 個人使用及び営利目的の合法的なコンピュータソフトウェアの流通。 (2) 無制限 (3) 無制限、下記を除く： ベトナムのパートナーと合弁会社を設立しなければならない。 外国当事者の提供資本割合は49%を超えてはならない。2008年1月1日以降は、49%の提供資本割合制限が廃止となる。 2009年1月1日以降は、無制限になる。 加盟時に、流通分野の外資系企業は、セメント、クリンカ、タイヤ（飛行機のタイヤを除く）、紙、トラクター、機械的運送用機器、小型自動車、バイク、鉄鋼、視聴覚設備、酒及び肥料を除き、ベトナムで生産された全ての製品と、ベトナムに合法的に輸入された製品の委任代理、卸売、小売のサービ	(1) 公約なし、市場アクセスコラムのモード1に記述する措置を除く。 (2) 無制限 (3) 無制限	

²³ このスケジュールでは、「薬品」とは、粒状、カプセル、又は粉状の薬品以外の栄養補強剤を含まない。

²⁴ 公約内容を明確化するために、この公約は、研修を受け、適切な証明書を発行されたベトナム個人である販売代理店により実施されるマルチ商法の販売を含む。その個人は、固定の各場所で販売を行わなく、販売事業と販売補助サービスの代金を受け、他の流通業者の売り上げ総額増加に寄与する。

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
	<p>スを提供することを認められる。</p> <p>2009年1月1日以降、流通分野での外資企業は、トラクター、機械的運送用機器、小型自動車、バイクの販売代理店、卸売、小売のサービスを提供することが認められる。</p> <p>加盟時から3年間以内に、流通分野での外資企業は、ベトナムで生産された全ての製品と、ベトナムに合法的に輸入された製品の販売代理店、卸売、小売のサービスを提供することを認められる。</p> <p>小売の販路（第一の小売店以外）の設立は、経済ニーズ検査(ENT)に基づき、検討される。²⁵</p> <p>(4) 一般公約を除き、公約なし</p>		
D. フランチャイズサービス (CPC 8929)	<p>(1) (2) 無制限</p> <p>(3) 無制限、ベトナムのパートナーとの合弁での設立、外国当事者の出資割合が49%を超えてはならない。2008年1月1日以降は、49%の出資割合制限は、廃止。2009年1月1日以降は、無制限になる。</p> <p>加盟時から3年後、支店の設置が認められる。</p> <p>(4) 一般公約を除き、公約なし</p>	<p>(1) (2) 無制限</p> <p>(3) 無制限、支店長がベトナムの在住者である場合を除く。</p> <p>(4) 一般公約を除き、公約なし</p>	

²⁵ 2 店舗目以上の小売販路の設立許可申請は、既に制定され、公開された手続きを順守しなければならない。許可証発行は、客観的な基準に基づかなければならない。経済ニーズ検査のための主要基準は、一つの地理的な地域に拠点のあるサービス提供者数と、市場の安定、地理的規模である。

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
5 教育サービス 技術、自然科学、テクノロジー、事業管理、事業調査、経済学、会計、国際法律、語学訓練の各分野のみで公約を実施する。 下記の(C)、(D)、(E)のサブセクターについて：訓練プログラムは、教育訓練省により承認されなければならない。			
B. 中等教育サービス (CPC 922)	(1) 未公約 (2) 無制限 (3) 未公約 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 未公約 (2) 無制限 (3) 未公約 (4) 一般公約を除き、未公約	
C. 高等教育サービス (CPC 923) D. 成人教育 (CPC 924) E. 他の教育サービス (外国語訓練を含む CPC 929)	(1) 未公約 (2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く） 加盟時に、合弁会社の設立を認める。外国当事者が合弁会社の資本の大多数を所有することを認める。2009年1月1日以降は、外資100%の訓練機関の設立を認める。 加盟時から3年間後：無制限 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 未公約 (2) 無制限 (3) 外資系の訓練機関に勤める外国人の教員は、少なくとも5年間の教鞭経験を有し、ベトナムの教育訓練省により専門を認められる。 (4) 一般公約を除き、未公約	

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
6. 環境サービス 国家安全のため、一定の地理的地域へのアクセスが制限されることもある ²⁶ 。			
A. 下水処理サービス (CPC 9401)	(1) 未公約であり、関連のコンサルタントサービスを除く。 (2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く） 第 I 条の 3(c)に規定する政府の権限を行使するために、提供されるサービスは、公的な独占会社に委ねられる、又は民間開発業者にその特権を授与すると肯定する。 加盟時から 4 年間に、合弁会社の設立が認められる、外国当事者の提供資本割合が 51%を超えてはならない。その後は、無制限になる。 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 未公約であり、関連のコンサルタントサービスを除く。 (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除き、未公約	外国会社は、建設・運営・譲渡（BOT）及び建設・譲渡・運営（BTO）の形態でベトナムで事業を行うことを認められる。
B. ごみ処理サービス (CPC 9402) ²⁷	(1) 未公約であり、関連のコンサルタントサービスを除く。 (2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く） 第 I 条の 3(c)に規定する政府の権限を行使するために、提供されるサービスは、公的な独占会社に委ねられる、又は民間開発業者にその特権を授与すると肯定する。加盟時から 4 年間、合弁会社の設立が認められ、外国当	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限	外国会社は、建設・運営・譲渡（BOT）及び建設・譲渡・運営（BTO）の形態でベトナムで事業を行うことを認められる。

²⁶ 合意内容を透明化するために、この合意は、GATS の第 XIV 条及び第 XIV bis 条で説明できる国家安全のための制限を維持する、又は適用することを認める。

²⁷ 法律の下で、廃棄物の輸入が禁止される。有害廃棄物の処理及び排出は、法律により調整される。

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
	<p>事者の提供する資本比率が 51% を超えてはならない。その後は、無制限になる。</p> <p>公共的な福祉を確保するために、外資系会社は、各世帯から直接的にごみを収集してはならない。その会社は、省・都市レベルの地方政権により指定されるごみ収集場所で、サービスを提供することを認められる。</p> <p>(4) 一般公約を除き、未公約</p>	(4) 一般公約を除き、未公約	
<p>D. 他のサービス</p> <p>- 排気ガスの清浄サービス(CPC 94040)及び騒音緩和サービス(CPC 94050)</p>	<p>(1) 未合意、関連のコンサルタントサービスを除く。</p> <p>(2) 無制限</p> <p>(3) 無制限、下記を除く： 第 I 条の 3(c)に規定する政府の権限を行使するために、提供されるサービスは、公的な独占会社に委ねられる、又は民間開発業者にその特権を授与する。加盟時から 4 年間以内に、合弁会社の設立が認められ、外国当事者の提供する資本比率が 51% を超えてはならない。その後は、無制限になる。</p> <p>(4) 一般公約を除き、未公約</p>	<p>(1) 未合意、関連のコンサルタントサービスを除く。</p> <p>(2) 無制限</p> <p>(3) 無制限</p> <p>(4) 一般公約を除き、未公約</p>	
- 環境影響評価サービス (CPC 94090*)	<p>(1) 無制限</p> <p>(2) 無制限</p> <p>(3) 無制限、加盟時から 4 年間以内に、合弁会社での外国当事者の所有比率が 51% を超えてはならない場合を除く。その後は、無制限になる。</p> <p>(4) 一般公約を除き、未公約</p>	<p>(1) 無制限</p> <p>(2) 無制限</p> <p>(3) 無制限</p> <p>(4) 一般公約を除き、未公約</p>	

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
7. 金融サービス			
A. 保険及びその関連サービス	(1) 無制限（下記を除く）	(1) 無制限	
a. 元受保険	- 外資系企業、ベトナムでの外国就業者に提供する保健サービス。		
(a) 医療保険サービスを除く生命保険。	- 再保険サービス。		
(b) 損害保健サービス	- 下記に関連するリスクへの保険を含む国際運送保健サービス：		
b. 再保険及び再々保険	+ 次の事項の何れか、又は全部を含む保険範囲の国際海運及び国際商事航空運送：運送物品、貨物運送用機器及びその発生責任、及び		
c. 保険仲介(ブローカー及び代理など)	+ 国際積み替えの物品。		
d. 保険補助サービス(コンサルタント、保険数理、危険性評価、損害査定など)	- 保険仲立及び再保険仲立サービス。		
	- コンサルタント、保険数理、危険性評価、損害査定サービス。		

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
	<p>(2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く）</p> <p>外資 100%企業は、第三者に対する機械的運送用機器の所有者の民事責任の保険、建設・設置保険、石油工事及び共同体安全・環境に危険性を与えやすい工事の保険を含め、強制的保険を営業することを認められない。この制限は、2008年1月1日に廃止される。</p> <p>加盟時から5年後、外国の保険企業が保全性規制に基づき、損害保険支店を設立することが認められる。</p> <p>(4) 一般公約を除き、未公約</p>	<p>(2) 無制限 (3) 無制限</p> <p>(4) 一般公約を除き、未公約</p>	

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
B. 銀行サービス及びその他の金融サービス			
銀行サービス及びその他の金融サービスに関する合意は、GATS の第 VI 条及び金融サービスの付属書の段落第 2 (a) への整合性を確保するために、ベトナムの権限のある機関により公布される法律及び関連規定を順守し、実施される。			
一般規定及び無差別ベースでは、銀行サービス及びその他の金融サービス、又は製品の提供は、法律形態及び関連体制に関する要求を順守しなければならない。			
(a) 公衆からの預金、その他の借入金 の受入	(1) 未公約、B(k)と B(l)を除く。 (2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く）	(1) 未公約、B(k)と B(l)を除く。 (2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く）	
(b) 消費者信用、抵当貸し、ファクタリング、商取引融資	(a) 外国金融機関は、下記の形態で、ベトナムで拠点を設置することを認められる。	(a) 外国商業銀行の支店をベトナムで設立する各条件：	
(c) ファイナンス・リース	(i) 外国商業銀行の場合：外国商業銀行の駐在員事務所、支店、合弁銀行の定款資本の 50%未満の外国当事者の提供資本比率がある合弁銀行、ファイナンス・リースの合弁会社、ファイナンス・リースの外資 100%会社、合弁金融会社、外資 100%金融会社及び 2007 年 4 月 1 日から設立を認可される外資 100%銀行。	- 親銀行は、申請以前の年度末に、200 億米ドル以上の総資産を有する。	
(d) クレジットカード、クレジット・デビットカード、旅行者小切手、銀行為替手形などを含む全ての支払、送金のサービス	(ii) 外国金融会社の場合：駐在員事務所、合弁金融会社、外資 100%金融会社、ファイナンス・リースの合弁会社、ファイナンス・リースの外資 100%会社。		
(e) 保証及び取引確約			
(f) 自己口座、又は顧客口座のために、取引所、又は店頭市場、又は下記のその他で取引する。 - 金融市場取引手段(小切手、手形、預金証書を含む)。 - 外国為替。 - スワップ契約、金利先渡し契約などの製品を含む為替レート、金利手段。 - 金塊。			
(h) 金融仲買			

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
(i) 現金、ポートフォリオの管理、合同運用型管理、年金基金管理、保管、信託サービスなどの資産管理 (j) 証券、派生商品及び他の譲渡可能証券を含む金融資産の共同支払・決済サービス (k) 金融情報の提供、配送及び金融データ及び他の金融サービス提供業者の関連ソフトウェアの処理 (l) 信用の参照、分析、投資、投資事項の研究、相談、企業の買い戻し、再構築、戦略の相談を含め、(a)から(k)までの各事業の全てに対する相談、仲立・仲介のサービス及びその補助サービス	(iii) ファイナンス・リースの外国会社の場合：駐在員事務所、ファイナンス・リースの合弁会社、ファイナンス・リースの外資 100%会社。 (b) 加盟時から5年間以内に、ベトナムは、下記のスケジュールで、支店の払込資本金の割合で、信用関係を有しないベトナムの個人からベトナムド建ての預金を受け入れる外国銀行支店の権利を規制することもある。 - 2007年1月1日：法定払込資本金の65%。 - 2008年1月1日：法定払込資本金の80%。 - 2009年1月1日：法定払込資本金の90%。 - 2010年1月1日：法定払込資本金の100%。 - 2011年1月1日：十分な内国民待遇	(b) 合弁銀行、又は外資100%銀行を設立する各条件： - 親銀行は、申請以前の年度末に、100億米ドル以上の総資産を有する。	

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
	<p>(c) 資本参加：</p> <p>(i) ベトナムは、株式化のベトナム国営商業銀行への外国金融機関の資本参加をベトナム銀行の資本参加総額に規制することもある。</p> <p>(ii) 株式購入の形態による出資の場合に、ベトナムの商業株式銀行に対する外国の個人、法人の保有株式数は、銀行の定款資本の30%を超えてはならず、ベトナム法律に別途の規定がある、又はベトナムの権限のある機関の認可を取得する場合を除く。</p> <p>(d) 外国商業銀行支店は、：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 支店本店以外の他の取引所を開設することを認められない。 <p>(e) 加盟時に、外国金融機関は、内国民待遇をベースに、クレジットカードを発行することを認められる。</p> <p>(4) 一般公約を除き、未公約</p>	<p>(c) 外資100%金融会社、又は合弁金融会社、ファイナンス・リースの外資100%会社、又はファイナンス・リースの合弁会社を設立する各条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 外国金融機関は、申請以前の年度末に、100億米ドル以上の総資産を有する。 <p>(4) 一般公約を除き、未公約</p>	

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
C. 証券 (f) 自己口座、又は顧客口座のために、取引所、又は店頭市場、又は下記のその他で取引する。 - 先物及び選択権を含む派生商品。 - 譲渡可能証券。 - 金塊を除く他の譲渡可能証券及び金融資産。 (g) 証券引受、代理代行（公衆向け、又は個人向け）、その関連サービスの提供 (i) ポートフォリオ管理、合同運用型管理、年金基金管理、保管、信託サービスなどの資産管理 (j) 証券、派生商品及び他の有価証券を含む金融資産の共同支払・決済サービス (k) 証券サービス提供者の金融情報、関連ソフトウェアの提供、配送。 (l) (f)を除く証券関連の相談、仲介、補助サービス；投資、ポートフォリオの相談、研究、会社買収の相談、会社の戦略立案、再構築を含む(l)の他のサービスの場合に、銀行セクターの(l)に参照する)	(1) 未公約、C(k)及びC(l)のサービスを除く。 (2) 無制限 (3) 加盟時に、外国証券サービス提供者は、駐在員事務所と、ベトナムのパートナーとの合弁会社を設立することを認められる。但し、外国当事者の出資比率が49%を超えてはならない。 加盟時から5年後、外資100%の証券企業の設立が認められる。 C(i)からC(l)までのサービスの場合に、加盟時から5年間後、外国証券サービス提供者が支店を設置することを認められる。 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 未公約 (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除き、未公約	

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
8. 保険及び社会サービス			
A. 病院サービス (CPC 9311)	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 外国サービス提供業者は、外資100%病院を設立し、ベトナムのパートナーと合弁する、又は事業協力契約を結ぶことにより、サービスを提供することを認められる。	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限	
B. 診断及び歯科サービス (CPC 9312)	最低資本金は、病院が2千万米ドル、総合診療室が2百万米ドル、専科治療所が20万米ドルである。		
	(4) 一般公約を除き、未公約	(4) 一般公約を除き、未公約	
9. 観光及び旅行サービス			
A. 下記を含むホテル及びレストラン	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限	
- 宿泊サービス (CPC 64110)	加盟時から8年間、必要なサービスの提供がホテルの建設投資、改造、又は買収と平行して行える。その後は、無制限になる。		
- 配膳サービス (CPC 642)及び飲料サービス (CPC 643)		(4) 一般公約を除き、未公約	
	(4) 一般公約を除き、未公約		

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
B. 旅行代理店及びツアーオペレーターサービス (CPC 7471)	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く） 外国サービス提供者は、外国当事者の出資割合を規制されずに、ベトナムのパートナーとの合弁の形態でサービスを提供することを認められる。 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限 外資系企業の旅行ガイドは、ベトナム国民でなければならない場合を除く。サービス提供の外資系企業は、ベトナム行きの旅のサービス及び、ベトナム行きの旅行サービスの一部としての国内旅行サービスを提供することを認められる。 (4) 一般公約を除き、未公約	
10. 娯楽、文化スポーツサービス			
A. 娯楽サービス (劇場、ライブショー、サーカスのサービスを含む) (CPC 9619)	(1) 未公約 (2) 無制限 (3) 未公約（下記を除く） 加盟時から5年後、外国当事者の出資比率が49%以下である合弁会社の設立が認められる場合。 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 未公約 (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除き、未公約	
D. その他 - 電子ゲームの営業 (CPC 964**)	(1) 未公約 (2) 無制限 (3) 事業協力契約、又はこのサービスを提供することを認可されたベトナムのパートナーとの合弁の形態のみ。合弁会社での外国の出資比率が合弁会社の法定資本の49%を超えてはならない。 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 未公約 (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除き、未公約	

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
11. 運輸サービス			
A. 海運サービス			
(a) 国内運送を除く顧客運送 (CPC 7211)	(1) 未公約、国際貨物運送の無制限を除く。 (2) 無制限	(1) 未公約、国際貨物運送の無制限を除く。 (2) 無制限	国際海運サービス提供者は、合理的な各条件及び無差別をベースとして、海港で、下記のサービスを利用することを認められる。 1. 水先案内。 2. 曳航。 3. 食品、燃料、飲料の提供。 4. 廃棄物、バラスト水の収集、処理。 5. 海務のサービス。 6. 航行補助装置。 7. 連絡情報、給電、給水などを含む船舶運営に必要な海岸基地所屬サービス。 8. 緊急修理施設。 9. 投錨、接岸、係留のサービス。 10. 海事代理店へのアクセス。 ²⁸
(b) 国内運送を除く貨物運送 (CPC 7212)	(3) (a) ベトナムの国旗の下の船隊を運営する会社を設立する： 加盟時から2年後、外国サービス提供者は、合弁会社を設立することを認められるが、外国当事者の出資比率が合弁会社の法定資本の49%を超えてはならない。外国人の船員は、ベトナムでの合弁企業所有に属するベトナム国旗船舶（又はベトナムで登録された船舶）で就業することを認められるが、外国人の船員総数は、船舶の定員の3分の1を超えてはならない。船長、又は第一副船長は、ベトナム国民でなければならない。	(3) 無制限	

²⁸ 追加的公約に規定する海事代理店へのアクセスについては、道路運送、内陸水路運送、海岸運送、内陸運送及びその関連補助サービスがスケジュールに十分に規定されない場合に、複合一貫運送の開発業者は、ベトナムの海事代理サービス提供者にアクセスし、国際海運の貨物の内陸引渡を目的にし、トラック、鉄道車両、荷船、又はその関連設備を賃借する。

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
	<p>(b) 国際海運サービス提供のための拠点の他の形態²⁹： 加盟時に、外国海運会社は、外国当事者の出資比率が51%以下である合弁会社を設立することができる。加盟時5年後、外国海運会社は、外資100%企業を設立することができる。</p> <p>加盟時に、外資系企業は、(1)から(5)までの各事業を下記の通り行うことを認められる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 価格付けから証書作成まで、顧客と直接的に取引することにより、海運サービスを販売し、販売を促進する。 2. 貨物の所有者を代表する。 3. 求められた営業情報を提供する。 4. 税関証書、又は運送貨物の原産地、特性に関する他の証書を含め、運送証書に関する各資料を準備する。 5. 総合的な運送サービスを提供する場合に、ベトナム国旗船舶による国内運送サービスを含め、海運サービスを提供する。 		

²⁹ 「国際海運サービス提供のための拠点の他の形態」とは、外国海運会社が当社運送の貨物に関するベトナムでの各事業を行い、当社の顧客に総合的な運送サービスを提供するのに必要な能力である。但し、国際海運は、主要な工程であり、関連の海運会社により提供される。

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
	<p>加盟時から5年後、(6)から(7)までの各事業が認可される。</p> <p>6. 会社を代表し、船舶を寄港させる、又は要求に応じて、貨物を引き受ける。</p> <p>7. 当社運送の貨物に関する道路運送、鉄道運送、内陸水路運送の契約の交渉、締結を行う。</p> <p>外国海運会社が加盟時に設立を認められる合弁会社数は、5社を超えてはならない。その後は、2年毎に、3社の合弁会社を追加的に認可する。加盟時から5年後、合弁会社数を制限しない。</p> <p>(4) 一般公約を除き、未公約</p>	<p>(4) 一般公約を除き、未公約</p>	
<p>海運補助サービス</p> <p>- コンテナ積降サービス (CPC 7411)³⁰</p>	<p>(1) 未公約</p> <p>(2) 無制限</p> <p>(3) 無制限（下記を除く）</p> <p>加盟時に、外国当事者の出資比率が50%以下である合弁会社を設立することが認められる場合。</p> <p>(4) 一般公約を除く。</p>	<p>(1) 未公約</p> <p>(2) 無制限</p> <p>(3) 無制限</p> <p>(4) 一般公約を除く。</p>	

³⁰ 公的サービス提供、又は許可証発行手続きの適用に、一定の公的場所を占有することもある。

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
- 通関サービス ³¹	(1) 未公約* (2) 無制限 (3) 無制限 加盟時に、外国当事者の出資比率が51%以下である合弁会社を設立することが認められる。加盟時から5年間後、外国当事者の出資比率を規制せずに、合弁会社を設立することが認められる。 (4) 未公約を除く。	(1) 未公約* (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除き、未公約	
- コンテナヤードサービス ³²	(1) 未公約* (2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く） 加盟時に、外国当事者の出資比率が51%以下である合弁会社を設立することが認められる加盟時から5年後、無制限になる。 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 未公約* (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除き、未公約	

³¹ 「通関サービス」（又は「税関仲介サービス」）とは、このサービスが主要な活動であるか、サービス提供者の主要事業における普通な補足的な部分であるかにかかわらず、貨物の輸出、輸入、又は積み替えに関する税関手続きを他の当事者を代表して実施することを含む。

* このモードの合意は、実施不可能である。

³² 「コンテナヤードサービス」とは、コンテナへの貨物搬入、搬出、コンテナの修理、発送のためのコンテナの準備を目的として、海港か、内陸かを問わず、コンテナを集積することを含む。

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
B. 内陸水路運送 (a) 顧客運送 (CPC 7221) (b) 貨物運送 (CPC 7222)	(1) 未公約 (2) 無制限 (3) 加盟時に、外国サービス提供者は、外国当事者の出資比率が法定資本の49%以下である合弁会社をベトナムのパートナーと設立することにより、サービスを提供することを認められる。 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 未公約 (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除き、未公約	
C. 空輸サービス (a) 航空商品の販売、マーケティング	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 外国航空業者は、自分の航空券販売事務所、又はベトナムでの代理店を通じて、ベトナムでサービスを提供することを認められる。 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除き、未公約	
(b) コンピュータによる予約サービス	(1) 無制限（下記を除く） 外国サービス提供者がベトナムの権限のある通信機関の管理を受け、公共的な通信網を利用する場合。 (2) 無制限（下記を除く） モード1に記述する措置。 (3) 無制限（下記を除く） モード1に記述する措置。 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除き、未公約	

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
(c) 飛行機の保全及び修理 (CPC 8868**)	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 加盟時に、外国当事者の出資割合が 51%以下の合弁会社設立が認められる。加盟時から 5 年後、外資 100%企業 の設立が認められる。 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 無制限 (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除き、未公約	
E. 鉄道運送サービス (a) 顧客運送 (CPC 7111) (b) 貨物運送 (CPC 7112)	(1) 未公約 (2) 無制限 (3) 未公約 (下記を除く) 外国サービス提供者は、ベトナムのパートナーと合弁会社を設立することにより、貨物運送サービスを提供することを認められる。但し、外国当事者の出資比率が法定資本の 49%を超えてはならない。 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 未公約 (2) 無制限 (3) 未公約 (4) 一般公約を除き、未公約	

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
F. 道路運送サービス (a) 顧客運送 (CPC 7121+7122) (b) 貨物運送 (CPC 7123)	(1) 未公約 (2) 無制限 (3) 無制限（下記を除く） 加盟時に、外国サービス提供者は、事業協力契約を結ぶ、又は外国当事者の出資比率が49%以下である合弁会社を設立することにより、貨物運送サービスと顧客運送サービスを提供することを認められる。 加盟時から3年後、市場ニーズに応じて ³³ 、貨物運送サービスを提供するために、外国当事者の出資比率が51%以下の合弁会社を設立することが認められる。 合弁会社の運転手の100%は、ベトナム国民である。 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 未公約 (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除き、未公約	
H. 運送の全ての方式の補助サービス (a) 空港で提供されるサービスを除くコンテナ積降サービス (CPC 7411の一部)	(1) 未公約 (2) 無制限 (3) 外国サービス提供者は、加盟時に、ベトナムのパートナーと、外国当事者の出資比率が50%以下である合弁会社を設立することにより、サービスを提供することを認められる。 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 未公約 (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除き、未公約	

³³ 検討のための各基準の中で、次の各基準を使用することができる：雇用創出可能性、外貨創出可能性、管理技能を含む先進技術適用能力、工業汚染緩和能力、ベトナム作業員への職業訓練など。

取引形態：(1)越境取引 (2)国外消費 (3)業務上拠点 (4) 自然人の存在			
セクター及びサブセクター	市場アクセスに関する制限	内国民待遇に関する制限	追加公約
(b) 倉庫サービス (CPC 742) (c) 貨物運送代理サービス (CPC 748) ³⁴	(1) 未公約* (2) 無制限 (3) 無制限であり、加盟時に外国当事者の出資比率が 51%以下である合弁会社を設立することが認められる。加盟時から 7 年間後、無制限になる。 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 未公約 (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除き、未公約	
(d) その他 (CPC 749 の一部) ³⁵	(1) 未公約であり、貨物運送仲介を除く：加盟時から 5 年後、無制限。 (2) 無制限 (3) 加盟時に、外国サービス提供者は、外国当事者の出資比率が 49%以下である合弁会社をベトナムのパートナーと設立することを認められる。加盟時から 3 年間後、この制限は、51%となる。その 4 年後は、出資の制限が廃止される。 (4) 一般公約を除き、未公約	(1) 未公約であり、貨物運送仲介を除く：加盟時から 5 年後、無制限。 (2) 無制限 (3) 無制限 (4) 一般公約を除き、未公約	

³⁴ 貨物転送サービスを含む。このサービスは、運送サービス及びその関連のサービスを探索することを通じて、荷送人を代表し、貨物の運送を組織し、制御すること、証書を準備し、営業情報を提供することを含む。

* このモードの合意は、実施不可能である。

³⁵ 次の諸活動を含む：運送証券検査；貨物運送仲介サービス；貨物鑑定、サンプル採取、重量判定；貨物鑑定；貨物の受取、受入サービス；運送証券準備サービス。このサービスは、荷主を代表して提供される。

比較資料

I. 範囲

下記の定義及び原則は、基本通信サービスに対し、国家管理枠内で、適用される。

定義

使用者とは、サービス消費者とサービス提供者である。

必須設備とは、下記のような通信網、又は伝送サービスの設備である。

- (a) 独占的に、又は支配的に一つ、又は複数の提供者により提供される。
- (b) サービス提供の技術、経済側面で不可欠である。

主要提供者とは、下記の形態に関連し、基本通信サービス市場で、（価格と提供に関する）参加条項に物的な影響を及ぼす提供者である。

- (a) 必須設備を点検する、又は
- (b) 市場にある程度の地位にある。

1. 競争保護

1.1 通信での反競争行為の防止

適切な措置は、主要提供者が個別、又は共同で、非競争的な行為に参入する、又は継続させることを防止することを目的として実施されなければならない。

1.2 保護

上記の反競争行為とは、具体的に、下記を含む。

- (a) 反競争的な内部相互補助に参入する。
- (b) 反競争的な目的で、競争相手から情報を利用する。
- (c) 他の提供者のサービス提供に必要な必須設備関連の技術情報及び商業関連情報を他の提供者に適時に提供しない。

2. 相互接続

2.1 本節は、具体的な合意が明示された場合に、他の提供者の顧客と他の提供者のアクセスサービスを提供者に交信させることを目的として、サービス提供者、又は公共的な通信網への接続に適用する。

2.2 相互接続の確保

主要提供者への接続は、技術が許す限り、通信網の各点で確保される。この接続は、下記のように実施される。

- (a) 無差別の条項、条件（技術の各基準及び仕様を含む）の下で、主要提供者の当該の各サービス、又は無連携の提供者の当該の各サービスに提供する、又は主要提供者の各支店、又は他の連携メンバーに提供する料金及び品質に劣らない料金及び品質で実施される。
- (b) 適時の条項、条件（技術の各基準及び仕様を含む）の下で、費用、透明性、合理性に基づく料金で実施される。但し、提供者がサービス提供時に利用しないネットワークの構成、又は設備の代金を支払わないよう、経済的实施可能性と合理的な費用分割が考慮される。
- (c) 求められる場合、使用者の大部分のためのネットワーク終端以外の場所で、必要な追加的な設備の構築費用を反映する料金で実施される。

2.3 接続交渉の手続きの公開

主要提供者への接続に適用する手続きは、公開されなければならない。

2.4 接続合意の透明性

主要提供者が自分の接続合意、又は参考用のネットワーク接続合意のサンプルを公開することを保証する。

2.5 相互接続：紛争解決

主要提供者への接続を要求するサービス提供者は、下記のように賠償請求することができる。

- (a) 如何なる時点においても、又は
- (b) 合理的な期間で、条項、条件、料金の紛争を解決し、その条項、条件、料金が以前に確立していない程度に達するために、上記の段落第 5 号に記述する国家管理機関である可能性がある当該国の独立的な機関と公開された後の合理的な期間。

3. ユニバーサル・サービス

WTO 加盟国の何れかは、維持を主張するユニバーサル・サービスの提供義務を判定する権利を有する。そのような義務自身は、反競争的な行為とみなされない。但し、その義務は、競争的な透明性、無差別、中立性のベースで管理され、そのメンバーの判定したユニバーサル・サービスに対する必要以上の煩雑さであってはならない。

4. 許可証発行基準の公開

許可証発行が求められる場合、下記の情報が公開される。

- (a) 許可証発行基準及び許可証発行申請書類受理の通常の間、及び
- (b) 具体的なライセンス別の条件、条項。

許可証発行の拒絶理由は、求められた場合、許可証発行申請者に通知されなければならない。

5. 独立的な国家管理機関

国家管理機関は、個別の機関であり、基本通信サービス提供者に対する責任を負わない。国家管理機関が採用する決定、手続き手順は、市場への参加対象にとっては、客観的である。

6. 希少資源の割当及び使用

無線周波数、数、線路敷設権を含む希少資源の割当、使用に適用する手続き手順は、客観的に、適時に、透明的に、無差別で実施されなければならない。無線波帯の割当の現状は、公開されなければならないが、政府の特別使用の目的に割り当てる周波数の詳細は、公開する必要がない。

第 II 条免除 (MFN) リスト

セクター、又はサブセクター	第 II 条への不整合性の明示 (各セクターに適用する)、措置の記述	措置適用国	適用期間	MFN 免除のためのニーズが発生する事情
全てのセクター 拠点の設置	双方投資協定に従う優遇措置	ベトナムと双方投資協定を結んだ全ての国。	無期限	ベトナムへの投資を促進する。
視聴覚サービス - テレビ番組及び電影作品の制作、発行、射影	視聴覚作品の共同制作協定に基づく措置。但し、その協定で、国家待遇が視聴覚作品に付与される。	現在、又は将来に文化協力に関する双方、又は多角協定を有する WTO メンバー。	無期限	この協定の目標は、関連の諸国間の文化協力を促進することである。
視聴覚サービス - テレビ番組及び電影作品の制作、発行	視聴覚作品への支援プログラムを実施する措置、その作品提供者は原産地基準を満たす。	文化協力に関する双方、又は多角協定を結んだ WTO 加盟国。	無期限	このプログラムは、ベトナムが長期的な文化関係を構築した各国の文化的独自性を保存し、発揮することを目指す。
視聴覚サービス - 公衆向け放送経由の視聴覚作品の制作、発行	放送アクセスに関する原産地基準の幾つかに該当する視聴覚作品に国家待遇を提供する措置。	文化協力に関する双方、又は多角協定を結んだ WTO 加盟国。	無期限	この措置は、域内の諸国を含め、ベトナムと他国のこの分野の文化的価値を活かすことを目指す。
海運	外国商船会社の完全所有の子会社の通常事業に関する合意書に基づく措置。	ベトナムが海運協力を望む WTO 加盟国	5 年	二国間協定
海運サービス - 国内トラック貨物運送 - 倉庫及び貨物保管 - コンテナヤード	ベトナムとシンガポールとの海事協定の下での優遇を提供される三つのサブセクター。	シンガポール共和国	10 年	二国間協定